55,000部発行　1部当り4.0円

吹田 いきいき市民ネットワーク 議会だより

2017年11月 No.87

１００％無党派・市民派の会派の『吹田いきいき市民ネットワーク』は、平成７年（1995年）に“市民目線で活動する議員を議会へ送り出し市政に参画しよう”そんな市民の思いから生まれました。

『見える政治、わかる政治』をモットーに議会活動を行い、その結果を毎定例会後「議会だより」で発信しています。政務活動費・議員報酬の使い道はすべてオープンにしています。（政務活動費は吹田市議会HPに掲載されています。）

“市民力”そして“広がるネットワーク”が『吹田いきいき市民ネットワーク』の活動の源です。

現在、「いそがわゆか」が、市議会内の一人会派として活動しています。

これからも市民パワーとともに、笑顔あふれる未来にむけ、市政に変革を起こしていきましょう！平成29（2017）年９月議会の議会報告です。

≪市民の知る権利を大きく制限する情報公開条例の改悪を市は決定≫

市民等が行政機関に文書などの開示を求める「情報公開請求制度」は、行政機関が説明責任を果たすための重要な制度です。

吹田市は、吹田市議会９月定例会で、公文書の情報公開を求めた市民（請求人）から閲覧手数料を新たに徴収する条例案を提案されました。（改正内容：部分公開資料閲覧に１面当たり５円の手数料を徴収）マスコミでも『時代に逆行した制度設計である』として取り上げられ、ご存知の方も多いと思います。

条例提案の経緯は、８月４日の情報公開運営審議会において、３０分程度の審議のみで、その後、市民等への説明や意見を聞く（パブコメ等）ことは一切なく、９月議会へ提案という唐突感のあるものでした。さらに、市は、議決等に関わる重要な事実（市の虚偽説明が原因の請求であったこと等）を審議会や議会で説明することはありませんでした。そして、「大量請求によって制度維持が出来ない」という明確な根拠のない理由を改正理由として説明をしました。質疑において矛盾点等について問いただしても、その都度、市に責任が問われないよう都合のいいように解釈をねじ曲げ、明言を避けました。

時代に逆行!!知る権利の侵害!!

討論・採決日は、50名程の傍聴者の方が議会に駆けつけられましたが…

部分公開といいながら、こんな状態でも5円を請求↓↓

≪以下、市議会の賛否≫

賛成○：自由民主党絆の会・公明党・吹田翔の会・吹田新選会・無所属クラブ

反対×：吹田いきいき市民ネットワーク・すいた市民自治・すいた市民クラブ・すいた創政会・日本共産党・大阪維新の会

（内面にいそがわ質問・意見を掲載しています）

いそがわ ゆか（五十川 有香）　連絡先

吹田市役所：〒564-0880　吹田市泉町1-3-40　TEL 6384-1231（代表）　FAX 6337-6925

事　務　所　：〒565-0831　吹田市五月が丘東9-12-102　TEL 4864-2874　FAX 6878-1452

Eメール:510yuka.suita@gmail.com　URL：http://isoyuka.net

この議会便りは政務活動費（公費）で印刷しています。

質問①情報公開条例の改悪について

【五十川】今回の条例改正の理由とした情報公開請求事例は、「市が原因で生じたものであり、すべての責任は市にある」と市が認めているという、審議会の答申も左右する事実や市が繰り返し生じさせている個人情報漏洩について、審議会で、一切、言わなかった理由と正当性は？

【答弁(市民部)】市として必要だと思うことを説明した。

市の不都合な事実について、市に隠ぺいの意思があったとみられてもおかしくない発言です。(五十川)

【五十川】条例改正案が施行されなければ、どう制度維持できなくなるのかについて、具体的に、試算方法や内容、数値等を説明せよ。

【答弁(市民部)】公文書公開制度を利用する方とその費用を負担する市民の間で発生する不公平感を放置すると、情報公開制度自体に対する信頼感が揺らぐと考えている。

市が目的とする「制度の維持」については、試算もなく、明確な根拠もないことが明らかとなりました。揺らぐのは市に対する信頼感です。(五十川)

【五十川】適正な公正な行政をしていれば、請求自体はなかった。他市の事例等を鑑みても条例改正に正当な理由はないのではないか。

【答弁（市民部）】平成28年度（2016年度）に起こった従来なかった極端に大量の情報公開請求が発生したことが立法事実である。

市は、なんと、市自身の不適切行為により生じた事例が条例改正の理由だと断言しました！

また、市は審議会や議会で事実とはいえない説明を繰り返していました。閲覧は原則、原本閲覧であり、写しの手数料(コピー代)はいりません!!

詳細は、私のHPをご覧ください！　(五十川)

≪いそがわ反対意見（要約）≫

市が条例改正の立法事実とする事例は、すべて市の責任であることを市は認めている。（文書あり）しかし、市は、条例改正にかかる審議会では、一切、その説明を行っていない。一方で、審議会で、条例改正案の提案の理由となる重要な部分については、市は、事実ではない説明を行っている。それは、審議会議事録からも明らかであり、不適切である。

また、大阪府をはじめ、大阪府下のすべての市町村は、情報公開での閲覧手数料は無料です。情報公開制度にかかる裁判で勝訴した大阪市でさえ、無料！これらのことからも、情報公開条例を改正して閲覧を有料とすることに社会一般に認められる必要性や正当な理由はない!!

そして、閲覧手数料を徴収することは、市民の方々をはじめ、すべての方々の情報公開請求権を制限し、情報公開請求への萎縮効果を与えるものであることは明らかであり、公正かつ透明な市政の実現の大きな障害となる。

さらには、９月定例会最終日までに、多数の市民の方々からの陳情書や法律家からの意見書が、市や議会に対し、提出されている。このことからも、条例改正案は、社会的にも容認されていないと考え、反対します。

質問の詳細については、吹田市議会ホームページで「９月定例会本会議」の録画映像がご覧いただけます。『小学生向け議会のはなし』もホームページでご覧いただけます。
アドレス　http://www.discussvision.net/suitasi/index.html
もしくは、『吹田市議会』で検索。

質問②福祉医療費助成制度について

65歳以上の身体障がい者及び知的障がい者、ひとり親家庭等には欠かせない老人医療費助成について。大阪府の福祉医療再構築の決定に合わせて改正し、市が単費助成をしていた中度の障がい者への助成等についても同時に廃止するという決定を市は行いました。

【五十川】 市は、平成３０年４月１日から医療費助成制度の変更を予定されているが、変更についての法的拘束力の有無と、負担が増えるケースについて、具体的な金額等を、説明せよ。

【答弁（福祉部）】制度の変更は、要綱等に基づき改正するものであり、法的拘束力はない。

なお、新たな重度障がい者医療費助成制度の対象となる方等の負担増については、一部自己負担額の見直しにより、一医療機関あたりの自己負担を無限とし、院外剤薬局の自己負担を１日あたり５００円の負担となる。また、一部自己負担額の月額上限額を３千円に増額し、新たに入院の際の食費も本人負担となる。なお、対象者の１食あたりの自己負担額については、所得によって異なる。

【五十川】 医療費助成制度変更についての政策会議において、市長が明示されている「制度変更の結果、生じた不公平への市の対応」について、具体的に説明せよ。

【答弁（福祉部）】公費負担医療制度により自己負担が軽減される場合のある方には、他の制度の周知を図る。具体的に、７５歳未満で身体障がい中度の方の中には、後期高齢者医療制度に移行すると自己負担割合が1割になることを案内し、併せて対象外となるすべての方には高額療養費制度の説明を行っていく。

対象者には説明をするだけで、救済措置等は考えない。市民の命を守るための福祉医療助成制度を廃止し、文化会館のつり天井工事もしない。このような市の姿勢は遺憾の念に堪えません。皆さま、どうぞ、お声をあげてください。

質問③一般職非常勤職員の不公平な任用?!

これまで、一般職非常勤職員の職務内容が国の求めている適正な内容でないことや募集時や任用時に、職業安定法と労働基準法で明示が義務付けられている「所定労働時間を超える労働の有無」の明示を市は行っていないこと等、一般職非常勤職員の適正な任用等について是正を求めてきた。今回は一般職非常勤職員の中の不公平な勤務実態について明らかとなった。

【五十川】 競争試験を経て任用された市のいう一般事務非常勤職員と一般事務非常勤でない事務職の一般職非常勤職員の勤務規程や給与体系等は一緒なのか。時間外勤務時間等に差があるのではないか。

【答弁（総務部）】規程の適用は原則一緒であるが、職務内容や勤務時間等に応じて勤務条件は異なる。平成28年度の一般事務非常勤職員の１名あたりの１か月の平均時間外労働時間は約5時間26分、一般事務非常勤でない事務職の非常勤職員の1名あたりの1か月の平均時間外労働時間は約1時間54分である。

競争試験を経た一般事務非常勤職員の方々は、およそ元職員であった非常勤職員の方々の平均**約３倍**の時間外勤務を命じられており、不公平な実態といえる。

【決算常任委員会】今年度から始まった全議員参加型の委員会です。詳細については議事録およびいそがわゆかNEWSをご覧ください。

主な質疑：災害時の非常用物資・備蓄品の適正な配置について／文書郵送費の支出の使途や目的等の徹底管理／非常勤職員および臨時雇用員の適正な勤務形態／市庁舎改修等にかかった多大な支出について等。また、決算常任委員会として市に対して提言も行いました！

〈１１月定例会の日程予定〉

１１月２８日(火)　提案説明
１２月５日(火)～８日(金)　一般質問
１２月１１日(月)～１５日(金)　常任委員会
１２月２０日(水)
　予算常任委員会（総括質疑・討論・採決）
１２月２２日（金）　討論・採決

11月定例会の**一時保育**対象日は、１２月５日～８日の予定です。申し込みは対象日の3週間前から３日前まで。詳しくは議会事務局(TEL：06－6384-2644)までお問い合わせください。

なお、手話通訳派遣についても議会事務局までお問い合わせください。
（FAX：０６－6338－0920）

平成29年９月議会の主な議案・意見書採決表（抜粋）

以下、賛否の分かれた条例議案・意見書(抜粋) です。　**○：賛成　×：反対　退：退席　欠：欠席**

１：吹田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	賛成２０：反対１５：退席０	可決
２：身体障害者及び知的障害者の医療費助成に関する条例の一部改正について	賛成１９：反対１６：退席０	可決
３：休日急病診療所移転整備事業に伴う不動産取得について	賛成２９：反対　６：退席０	可決
４：残業代ゼロ、長時間労働容認となる労働基準法改正に反対する意見書	賛成１４：反対２１：退席０	否決
５：核兵器禁止条約に日本政府が署名することを求める意見書	賛成１４：反対２１：退席０	否決

※今議会で情報公開条例･および福祉医療費助成制度について改悪されました。子どもの医療費助成制度については、年齢制限については変わりませんが、対象の子どもの世帯における所得制限が撤廃され、すべての子どもが医療費の助成対象となりました。(全会一致で可決。平成30年4月より施行予定)

		1	2	3	4	5			1	2	3	4	5			1	2	3	4	5
吹田いきいき市民ﾈｯﾄﾜｰｸ	五十川有香	×	×	○	○	○	すいた市民ｸﾗﾌﾞ	梶川 文代	×	×	×	○	○	すいた創政会	馬場慶次郎	×	×	○	○	○
すいた市民自治	池渕佐知子	×	×	×	○	○	無所属ｸﾗﾌﾞ	生野 秀昭	○	×	○	×	×	日本共産党	山根　建人	×	×	○	○	○
吹田新選会	石川 勝	○	○	○	×	×	吹田翔の会	川本 均	○	○	○	○	○		倉沢　恵	×	×	○	○	○
	後藤 恭平	○	○	○	×	×		澤田 雅之	○	○	○	○	○		竹村　博之	×	×	○	○	○
	足立 将一	○	○	○	×	×		山本 力	○	○	○	○	○		塩見みゆき	×	×	○	○	○
公明党	浜川　　剛	○	○	○	×	×	自由民主党絆の会	泉井　智弘	○	○	○	×	×		柿原　真生	×	×	○	○	○
	矢野伸一郎	○	○	○	×	×		澤田　直己	○	○	○	×	×		玉井美樹子	×	×	○	○	○
	井上真佐美	○	○	○	×	×		白石　透	○	○	○	×	×		上垣　優子	×	×	○	○	○
	野田　泰弘	○	○	○	×	×		里野　善徳	○	○	○	×	×	大阪維新の会	井口　直美	×	×	×	×	×
	吉瀬　武司	○	○	○	×	×		藤木　栄亮	議長						橋本　潤	×	×	×	×	×
	小北　一美	○	○	○	×	×		奥谷　正実	○	○	○	×	×		斎藤　晃	×	×	×	×	×
	坂口　妙子	○	○	○	×	×		松谷　晴彦	○	○	○	×	×		榎内　智	×	×	×	×	×

《会計報告(平成29年6月～9月)》

		6月	7月	8月	9月
収入	報酬	650,000	650,000	650,000	650,000
	期末手当	1,599,000	0	0	0
	合計	2,249,000	650,000	650,000	650,000
支出	所得税	382,985	56,470	56,470	56,470
	住民税	67,700	67,700	67,700	67,700
	国民年金	16,840	16,840	16,840	16,840
	国民年金保険	73,000	73,000	73,000	73,000
	互助会会費	6,500	6,500	6,500	6,500
	会費	1200	1,200	600	0
	生活費	500,000	300,000	300,000	300,000
	事務所活動費	1,200,775	128,290	128,890	129,490
	合　　計	2,249,000	650,000	650,000	650,000

事務所活動費内訳　（円）		
収　入	６月－９月合計	1,587,445
	前月繰越金	2,252,308
	合計	3,839,753
支　出	事務所家賃等	342,832
	水光熱費	20,306
	通信費	39,762
	印刷費	153,923
	活動費	89,350
	交通費	92,610
	事務雑費	41,496
	人件費	96,000
	合　　計	876,279
繰越金		2,963,474

※吹田市議会として、平成28年度交付分から、全会派の収支報告書・会計帳簿・支払伝票・領収書等をＨＰにて公開することになりました。